

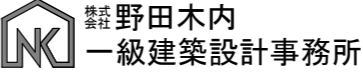
# R5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事

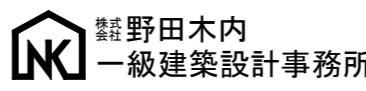
図番	図面名称	図番	図面名称
共-01	営繕工事共通仕様書-1	電特-01	電気設備工事特記仕様書・電灯分電盤単線接続図
共-02	営繕工事共通仕様書-2	E-01	電灯・コンセント設備図
共-03	営繕工事共通仕様書-3		
改特-01	改修工事特記仕様書-1		
改特-02	改修工事特記仕様書-2		
改特-03	改修工事特記仕様書-3	機特-01	機械設備工事仕様書
改特-04	改修工事特記仕様書-4	P-01	衛生器具表・撤去器具表
A-01	付近案内図 配置図	P-02	各種参考図
A-02	仮設計画図 (参考図)	P-03	衛生設備 平面図 (改修前後)
A-03	仕上表		
A-04	改修前 改修後 平面図 屋根伏図 天井伏図		
A-05	改修前 改修後 立面図		
A-06	改修前 改修後 平面詳細図		
A-07	改修前 矩計図		
A-08	改修後 矩計図		
A-09	改修前 展開図-1		
A-10	改修後 展開図-1		
A-11	改修前 展開図-2		
A-12	改修後 展開図-2 サイン詳細図 手摺参考図		
A-13	改修前 改修後 建具表		
A-14	各部詳細図		
A-15	概略工程表		

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

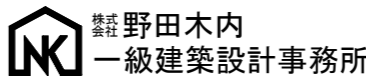
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項												
一 章 一 般 共 通 事 項	1. 工事概要	<p>1. 工事名称 R5営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事</p> <p>2. 工事場所 徳島市南出来島町1丁目</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>新町川公園 仁心橋トイレ</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>木造 平屋建</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>27.68 (m<sup>2</sup>)</td> </tr> </table> <p>4. 工事種目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部改修</td> <td>トプライ補修、軒天井材張替え、木造腐朽箇所の改修、壁付イグク改修、腰壁カワ改修、木部塗装改修</td> </tr> <tr> <td>内部改修</td> <td>天井材張替え、壁化粧板張改修、腰壁イグク廻り改修、腰壁カハ浮き箇所改修、木部塗装改修</td> </tr> <tr> <td>建具改修</td> <td>ハリアトリル引戸改修、はめ殺し窓改修、トイレ改修</td> </tr> <tr> <td>その他付帯改修</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. その他 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。</p>	建物名称	新町川公園 仁心橋トイレ	構造・規模	木造 平屋建	延床面積	27.68 (m <sup>2</sup> )	種目	工事概要	外部改修	トプライ補修、軒天井材張替え、木造腐朽箇所の改修、壁付イグク改修、腰壁カワ改修、木部塗装改修	内部改修	天井材張替え、壁化粧板張改修、腰壁イグク廻り改修、腰壁カハ浮き箇所改修、木部塗装改修	建具改修	ハリアトリル引戸改修、はめ殺し窓改修、トイレ改修	その他付帯改修		<p>7. 下請負人の選定</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p> <p>8. 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>9. 電気保安技術者等</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>	<p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。</p> <p>◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。</p> <p>◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。</p> <p>◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。</p> <p>◎輸送災害の防止 受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。</p>
	建物名称	新町川公園 仁心橋トイレ																		
構造・規模	木造 平屋建																			
延床面積	27.68 (m <sup>2</sup> )																			
種目	工事概要																			
外部改修	トプライ補修、軒天井材張替え、木造腐朽箇所の改修、壁付イグク改修、腰壁カワ改修、木部塗装改修																			
内部改修	天井材張替え、壁化粧板張改修、腰壁イグク廻り改修、腰壁カハ浮き箇所改修、木部塗装改修																			
建具改修	ハリアトリル引戸改修、はめ殺し窓改修、トイレ改修																			
その他付帯改修																				
II. 営繕工事共通仕様書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 適用基準</td> <td> <p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築工事標準仕様書（建築工編） 令和4年版（以下「標仕」という。）</li> <li>公共建築工事標準仕様書（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築工事標準仕様書（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（建築工編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版</li> <li>建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>公共建築設備工事標準図（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築設備工事標準図（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>2. 優先順位</td> <td> <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>質問回答書（②から⑤に対するもの）</li> <li>補足説明書</li> <li>特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）</li> <li>図面</li> <li>公共建築工事標準仕様書等</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>3. 工事実績データの登録</td> <td> <p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> </td> </tr> <tr> <td>4. 工程表</td> <td> <p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>5. 工事の着手</td> <td> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td>6. 施工計画書等</td> <td> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	特記事項	1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築工事標準仕様書（建築工編） 令和4年版（以下「標仕」という。）</li> <li>公共建築工事標準仕様書（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築工事標準仕様書（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（建築工編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版</li> <li>建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>公共建築設備工事標準図（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築設備工事標準図（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol>	2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>質問回答書（②から⑤に対するもの）</li> <li>補足説明書</li> <li>特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）</li> <li>図面</li> <li>公共建築工事標準仕様書等</li> </ol>	3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	4. 工程表	<p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。</p>	5. 工事の着手	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。</p>	6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>	<p>●工事名 R5営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事</p> <p>●図面番号 共-01</p> <p>●図面名 営繕工事共通仕様書-1</p> <p>●縮尺 -</p>	<p>株式会社 野田木内 一級建築設計事務所</p> <p>〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史</p>			
項目	特記事項																			
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築工事標準仕様書（建築工編） 令和4年版（以下「標仕」という。）</li> <li>公共建築工事標準仕様書（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築工事標準仕様書（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（建築工編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版</li> <li>建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>公共建築設備工事標準図（電気設備工編） 令和4年版</li> <li>公共建築設備工事標準図（機械設備工編） 令和4年版</li> <li>敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol>																			
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>質問回答書（②から⑤に対するもの）</li> <li>補足説明書</li> <li>特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）</li> <li>図面</li> <li>公共建築工事標準仕様書等</li> </ol>																			
3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>																			
4. 工程表	<p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。</p>																			
5. 工事の着手	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。</p>																			
6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>																			


章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項													
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事後で後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>			<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>(1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部材が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初請負対象金額（設計金額）5千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</li> <li>・当初請負対象金額（設計金額）5千円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</li> </ul> <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																			
3千円未満	—	1回																			
3千円以上5千円未満	—	2回																			
5千円以上1億円未満	1回	2回																			
1億円以上	2回	3回																			
徳島県県土整備部営繕課			●工事名 R5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事	●図面番号 共-02		 <p>〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史</p>															
			●図面名 営繕工事共通仕様書-2	●縮尺 —																	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項						
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする）</li> <li>・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部）</li> <li>・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部）</li> <li>・保全に関する資料</li> </ul> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ				
	区 分	サ イ ズ												
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ												
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
24. 火災保険	<p>◎火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合は受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>													
徳島県県土整備部営繕課			●工事名 R5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事	●図面番号 共-03	●図面名 営繕工事共通仕様書-3	●図面番号 共-03	●縮尺 —	 〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史						

章 項目	特記事項	章 項目	特記事項	章 項目	特記事項																																																																																																																																																								
1. 施工条件	<p>◎施工条件は次による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・本工事については、9時から17時までの間で行うこと。</li> <li>・工事用敷地(使用可能範囲)、仮囲いの場所、範囲は図示による。</li> <li>・敷地測量及び境界確認の必要は無し。</li> <li>・仮囲い内には、施設管理者の物置き等があるので、仮囲い内へ施設管理者の出入り時間等を、施設管理者と取消めて安全対策を図ること。</li> <li>・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通誘導警備員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。</li> <li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</li> </ul>	6. 他工事と取り合い	<p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(丸まで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリーブ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(丸まで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排気ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					7. 技能士の通用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業	左官	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																																																																								
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○																																																																																																																																																									
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																																									
スリーブ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																																												
同上(リンレン等)	○																																																																																																																																																												
床、天井点検口	○																																																																																																																																																												
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																																																									
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																																												
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																																										
縦樋(丸まで)	○																																																																																																																																																												
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																																									
同上補強	○																																																																																																																																																												
給排気ガラリ取り付け	○																																																																																																																																																												
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																												
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																																											
仮設	とび	・ とび作業																																																																																																																																																											
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																											
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																											
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																											
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																											
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																											
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																											
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																											
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																											
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																																																																																											
左官	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																											
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																											
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																																																																																											
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																											
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																																																																																											
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																																																																											
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																											
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																											
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																											
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																											
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業																																																																																																																																																											
2. 重要備品等	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)			2. ベンチマーク	◎設計FLは、改修箇所の最寄りの床面を基準とする。ただし、監督員の指示により決定する。																																																																																																																																																								
3. 施工調査	◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は2週間とする。 切り直し時期については、監督員と協議し決定すること。			3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(一社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。																																																																																																																																																								
4. 交通誘導警備員	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。 ・警備員は、延20人(昼20人、夜0人:うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。				◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。  ◎外部足場(種類: 枠組本足場(妻側)、仕様: 2枚布、D=90cm、単管一本足場(テラ側) ) シート仕様: 養生シート 防災1類 ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。  ◎内部足場(種類: 脚立足場、仕様: 枚布、D= cm)※1→廻り共  ◎仮囲い(仕様: 波型亜鉛鉄板 H1.8m、L=58.8m)(図示) ※コーンバーを適宜設置すること。  ◎ゲート(有・無、仕様: キャットゲート 開口3m、H1.8m )  ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。  ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。																																																																																																																																																								
5. 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。				◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理許可業者の会社名(処分区分)</th> <th>優良</th> <th>所在地(処分地)</th> <th>運搬距離(km)</th> <th>処分費(税抜、円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>(有)吉野川ポンプ(中間処分)</td> <td></td> <td>徳島市応神町貞方字北野7-2 徳島市応神町貞方字西中須49-1</td> <td>7.6 km</td> <td>8,000円/10t車</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(有筋)</td> <td>(有)吉野川ポンプ(中間処分)</td> <td></td> <td>徳島市応神町貞方字北野7-2 徳島市応神町貞方字西中須49-1</td> <td>7.6 km</td> <td>10,000円/10t車</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>(株)旭金属</td> <td>○</td> <td>徳島市沖洲1丁目12 同上</td> <td>6.2 km</td> <td>0円</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</td> <td></td> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 同上</td> <td>13.2 km</td> <td>5,640円</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有)徳島興産</td> <td>○</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号 同上</td> <td>6.4 km</td> <td>10,000円</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(株)リリース</td> <td></td> <td>三好郡東みよし町壺間字カクタ305-2 同上</td> <td>64.4 km</td> <td>16,000円</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>(株)オオタ</td> <td>○</td> <td>徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91</td> <td>7.4 km</td> <td>20,000円</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>プラスチック含有成形板等</td> <td>(株)明和クリーン</td> <td></td> <td>三好市山城町寺野字大休場956 同上</td> <td>83.7 km</td> <td>36,000円</td> <td>m3</td> </tr> </tbody> </table> <p>有価材: 鉄骨・軽量鉄骨/サッシスチール/サッシアルミ</p> <p>上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p>	種類	処理許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地(処分地)	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位	コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)		徳島市応神町貞方字北野7-2 徳島市応神町貞方字西中須49-1	7.6 km	8,000円/10t車	t	コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)		徳島市応神町貞方字北野7-2 徳島市応神町貞方字西中須49-1	7.6 km	10,000円/10t車	t	金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市沖洲1丁目12 同上	6.2 km	0円	t	ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 同上	13.2 km	5,640円	t	木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 同上	6.4 km	10,000円	t	廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町壺間字カクタ305-2 同上	64.4 km	16,000円	m3	石膏ボード	(株)オオタ	○	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	7.4 km	20,000円	t	プラスチック含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 同上	83.7 km	36,000円	m3			4. 養生	◎既存部分の養生はビニールシート、コバネ(ベニ板)により、残置する床、壁等を傷めないよう十分注意すること。																																																																																									
種類	処理許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地(処分地)	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位																																																																																																																																																							
コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)		徳島市応神町貞方字北野7-2 徳島市応神町貞方字西中須49-1	7.6 km	8,000円/10t車	t																																																																																																																																																							
コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)		徳島市応神町貞方字北野7-2 徳島市応神町貞方字西中須49-1	7.6 km	10,000円/10t車	t																																																																																																																																																							
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市沖洲1丁目12 同上	6.2 km	0円	t																																																																																																																																																							
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 同上	13.2 km	5,640円	t																																																																																																																																																							
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 同上	6.4 km	10,000円	t																																																																																																																																																							
廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町壺間字カクタ305-2 同上	64.4 km	16,000円	m3																																																																																																																																																							
石膏ボード	(株)オオタ	○	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	7.4 km	20,000円	t																																																																																																																																																							
プラスチック含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 同上	83.7 km	36,000円	m3																																																																																																																																																							
					◎監督員事務所は(設ける(面積 m2程度)・設けない)																																																																																																																																																								
					◎既存電力利用(出来る・出来ない) ただし、施設管理者と協議すること。  ◎既存水利用(出来る・出来ない) ただし、施設管理者と協議すること。																																																																																																																																																								
					◎同用地は、図示(仮囲い範囲内)の場所に設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。																																																																																																																																																								
徳島県県土整備部営繕課		●工事名	R 5 宮轄 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事	●図面番号	改特-01																																																																																																																																																								
		●図面名	改修工事特記仕様書-1	●縮尺	—																																																																																																																																																								
					〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史																																																																																																																																																								

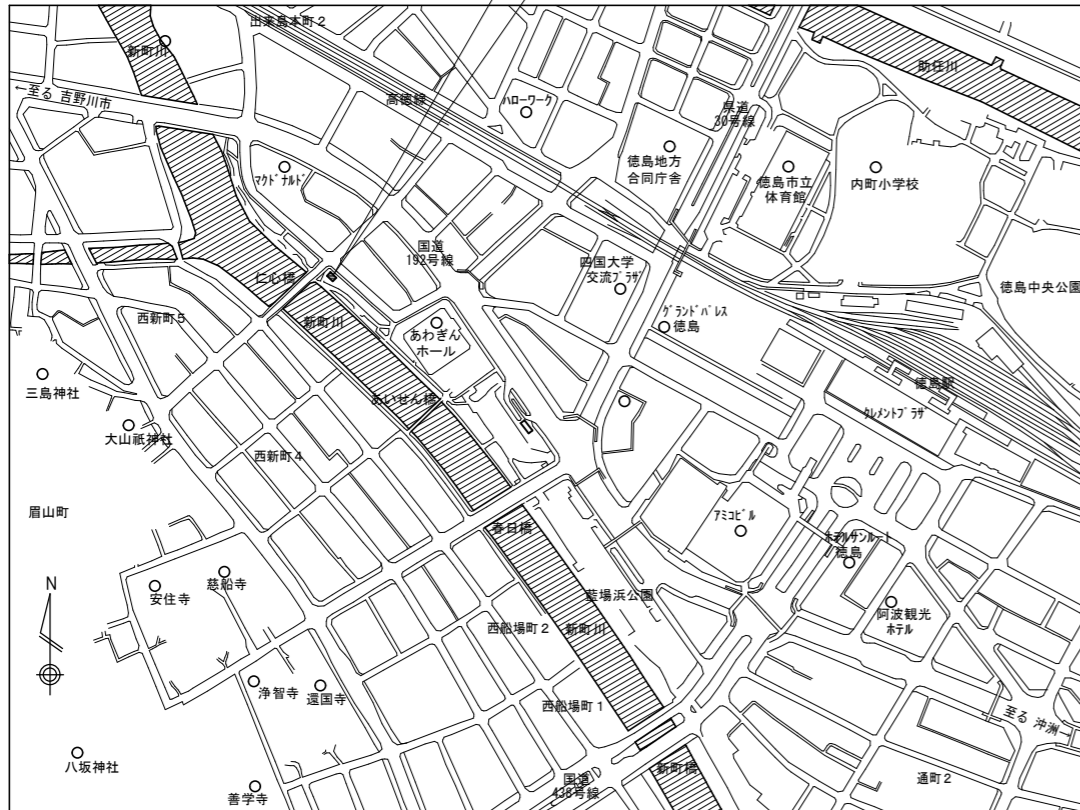
章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																						
三 章 軀 体 工 事	(A. 鉄筋工事) 1. 一般事項	4. 型枠	(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をボルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」, JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。  ◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。  ◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。	六 章 建 具 改 修 工 事	1. 一般事項	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。  ◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。  ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。  ◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。  ◎防犯建物部品の適用は、建具表による。  ◎防火戸の指定は建具表による。																																					
	2. 材料試験		◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。		2. 鋼製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>パリアードレ 片引きド7</td> <td>亜鉛めっき鋼板の上 7714系焼付塗装</td> </tr> </tbody> </table> ◎建具の性能・詳細等は、建具表による。  ◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。  ◎鋼板類の厚さは、改標仕表5.4.2による。  ◎製造所：評価名簿による。	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理	-	-	-	-	-	-	パリアードレ 片引きド7	亜鉛めっき鋼板の上 7714系焼付塗装																					
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理																																				
-	-	-	-	-	-	パリアードレ 片引きド7	亜鉛めっき鋼板の上 7714系焼付塗装																																				
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は重ね継手又は既存鉄筋とのフレアー溶接とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。  ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。  ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない階土間を除く。  ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。	5. 型枠	◎型枠は、( 県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック ) とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (7)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (4)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (4)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (4)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12mm</td> <td>ｽﾗﾌﾞ補修、ﾗｲﾝｸﾞ脚元</td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	-	なし				標仕6.8.2 (2) (7)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (4)	B 種	なし				標仕6.8.2 (2) (4)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (4)	普通型枠	なし	合板	12mm	ｽﾗﾌﾞ補修、ﾗｲﾝｸﾞ脚元	2. 建具用金物	◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.11による。  ◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。  ◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。  ◎木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。  ◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。		
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																						
県産木製型枠	-	なし																																									
標仕6.8.2 (2) (7)	A 種	あり																																									
標仕6.8.2 (2) (4)	B 種	なし																																									
標仕6.8.2 (2) (4)	C 種	なし																																									
標仕6.8.2 (2) (4)	普通型枠	なし	合板	12mm	ｽﾗﾌﾞ補修、ﾗｲﾝｸﾞ脚元																																						
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔その他配筋] による。	6. 寒中コンクリート	◎適用 ( する ・ しない ) 。	3. 自閉式上吊り引戸装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>建具表による</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用戸の総質量 (kg)</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>手動開き力 (N)</td> <td>15以下</td> </tr> <tr> <td>手動閉じ力 (N)</td> <td>15以下</td> </tr> <tr> <td>閉じ速度の調整</td> <td>改標仕 表 5.10.1</td> </tr> <tr> <td>制動区間</td> <td>改標仕 表 5.10.1</td> </tr> <tr> <td>開閉繰り返し</td> <td>改標仕 表 5.10.1</td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性</td> <td>改標仕 表 5.10.1</td> </tr> </tbody> </table> ◎製造所：評価名簿による	設置場所	建具表による	適用戸の総質量 (kg)	40以下	手動開き力 (N)	15以下	手動閉じ力 (N)	15以下	閉じ速度の調整	改標仕 表 5.10.1	制動区間	改標仕 表 5.10.1	開閉繰り返し	改標仕 表 5.10.1	耐衝撃性	改標仕 表 5.10.1																						
設置場所	建具表による																																										
適用戸の総質量 (kg)	40以下																																										
手動開き力 (N)	15以下																																										
手動閉じ力 (N)	15以下																																										
閉じ速度の調整	改標仕 表 5.10.1																																										
制動区間	改標仕 表 5.10.1																																										
開閉繰り返し	改標仕 表 5.10.1																																										
耐衝撃性	改標仕 表 5.10.1																																										
5. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。	四 章 防 水 改 修 工 事	1. 一般事項	4. 自閉式上吊り引戸装置	◎ガラス製はめ殺し窓																																						
6. あと施工アンカー工事	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。  ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。  ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。  ◎施工確認試験を ( 行う ・ 行わない ) 。	2. シーリング	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。  ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。  ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。  ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。  ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を ( 行う ・ 行わない ) 。	5. スチルス製はめ殺し窓	◎フレーム：スチルス304 プレート加工 W25 x H15x t=2.0 HL仕上程度																																						
(B. コンクリート工事) 1. 一般事項	◎コンクリートの種別 ・ I類 (JIS A 5308への適合を承認されたコンクリート) ・ II類 (JIS A 5308への適合したコンクリート)  ◎設計基準強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm2)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>無</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>ｽﾗﾌﾞ補修、ﾗｲﾝｸﾞ脚元</td> </tr> </tbody> </table> ◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值 (S) は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理強度 Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通コンクリート	21	21+S	18	無		2.3	ｽﾗﾌﾞ補修、ﾗｲﾝｸﾞ脚元	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3 による。  ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。	1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	◎当工事の積算計上数量は、該当箇所の調査数量を調査し、計上している。 (調査該当範囲は、外部及び内部の腰壁ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し部)  ◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、果単価で行う)  ◎施工数量調査を行う。  ◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。	6. ガラス	◎板ガラス <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・納入型板ガラス</td> <td>-</td> <td>6.8</td> <td>はめ殺し窓用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎ガラス留め材の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スチルス製トブライト、はめ殺し窓</td> <td>SR-1 1成分シリコーン系</td> <td>面クリアランス 5以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	品 種	厚 さ	備 考	・納入型板ガラス	-	6.8	はめ殺し窓用		-			建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	・スチルス製トブライト、はめ殺し窓	SR-1 1成分シリコーン系	面クリアランス 5以上			
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理強度 Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所																																				
普通コンクリート	21	21+S	18	無		2.3	ｽﾗﾌﾞ補修、ﾗｲﾝｸﾞ脚元																																				
種 類	品 種	厚 さ	備 考																																								
・納入型板ガラス	-	6.8	はめ殺し窓用																																								
	-																																										
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																									
・スチルス製トブライト、はめ殺し窓	SR-1 1成分シリコーン系	面クリアランス 5以上																																									
2. コンクリートの仕上がり	◎セメントの種類は、( 普通ボルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ) とする。  ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。  ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用 ( できる ・ できない ) 。	2. 外壁改修工法の種類及び材料	◎コンクリート打ち放し塗仕上げ外壁 (外部及び内部の腰壁) <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠 損 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法 (0.2mm以上～1.0mm以下)</td> <td>工法：自動式低圧球 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200～300mm 球 樹脂：製造所の仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウカトシール材 充填工法 (1.0mm超)</td> <td>材料：ポリセメント球 シーリング材：PU-2 シリコーン系シリコン ※設計上、該当無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法 (0.2mm未満)</td> <td>材料：パテ状球 樹脂+珪砂</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法 (浅い欠損部 0.25m2未満)</td> <td></td> <td>材料：ポリセメント球 ※設計上、該当無し</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	ひび割れ部	欠 損 部	樹脂注入工法 (0.2mm以上～1.0mm以下)	工法：自動式低圧球 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200～300mm 球 樹脂：製造所の仕様		ウカトシール材 充填工法 (1.0mm超)	材料：ポリセメント球 シーリング材：PU-2 シリコーン系シリコン ※設計上、該当無し		シール工法 (0.2mm未満)	材料：パテ状球 樹脂+珪砂		充填工法 (浅い欠損部 0.25m2未満)		材料：ポリセメント球 ※設計上、該当無し	◎製造所：評価名簿による																								
工 法	ひび割れ部	欠 損 部																																									
樹脂注入工法 (0.2mm以上～1.0mm以下)	工法：自動式低圧球 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200～300mm 球 樹脂：製造所の仕様																																										
ウカトシール材 充填工法 (1.0mm超)	材料：ポリセメント球 シーリング材：PU-2 シリコーン系シリコン ※設計上、該当無し																																										
シール工法 (0.2mm未満)	材料：パテ状球 樹脂+珪砂																																										
充填工法 (浅い欠損部 0.25m2未満)		材料：ポリセメント球 ※設計上、該当無し																																									
3. 普通コンクリート	◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。  ◎コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。  ◎試験りは ( 行う ・ 行わない ) 。		◎ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。																																								
	◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。  ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたボルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O (エヌエーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。																																										
徳島県県土整備部宮繕課		●工事名 R 5 宮繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事	●図面番号 改特-02	株式会社 野田木内 一級建築設計事務所	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内宇大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史																																						
		●図面名 改修工事記仕様書-2	●縮尺 -																																								

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																														
七 章 内 外 装 改 修 工 事	1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)による</td> <td>一部(図示)</td> <td></td> </tr> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備考欄</th> </tr> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示による。</p> <p>②壁改修</p> <p>・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 ※表中・印を適用</p> <p>・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。</p> <table border="1"> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>油圧クラッシャー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td>床・壁・天井切欠箇所 図示による</td> </tr> <tr> <td>ハンドブレード使用</td> <td>スラブ、引込壁 図示による</td> </tr> <tr> <td>アグレッシブウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </table> <p>・木造壁（土台、柱、杉足場板）の撤去範囲は、図示による。</p> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>裏面の既存壁取合部（ボード仕上）は、破損しないよう注意すること</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </table>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)による	一部(図示)		下地の状況	下地処理方法	備考欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシャー使用		ダイヤモンドカッター使用	床・壁・天井切欠箇所 図示による	ハンドブレード使用	スラブ、引込壁 図示による	アグレッシブウォータージェット使用		撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面		ボード面まで	裏面の既存壁取合部（ボード仕上）は、破損しないよう注意すること	ボード面を残し仕上げのみ		5. 諸金物等	<p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。</p> <p>◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。</p> <p>◎かすがい、産金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎防蟻処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤(社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。</p> <p>◎木材の防蟻・防蟻処理は工場において(加圧処理法・拡散処理法・浸漬処理法)により行い、十分乾燥した後現場へ搬入すること。適用部材(土台)。保存処理性能区分(K1・K2・K3・K4・K5)。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。</p> <p>また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。</p> <p>①各種製材のJAS1083の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。</p> <p>②JIS A 9108(土台用加圧式防蟻処理木材)によるものを使用する。</p> <p>③人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材防蟻剤を用いて、JIS A 9002(木材の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行ったものを使用する。</p> <p>④防蟻・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合は、特記による。</p> <p>⑤認証木材建材(AQマーク表示品)として認証された保存処理材を使用する。</p> <p>◎木材保存(防蟻・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする。</p> <p>・使用箇所: 土台(構造材)及び、鋼線を除く(四面に塗布)</p> <p>◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18.2.15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を出すものとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>軒天ボード</td> <td>軒天、天井</td> <td>張付</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>釘、小ねじ</td> <td>木野緑</td> <td>表面7mm樹脂塗装品 スラブせっこう板</td> </tr> <tr> <td>構造用合板(7mm)</td> <td>壁 面台下地</td> <td>張付</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>釘、小ねじ</td> <td>木野緑</td> <td>特類 2級B-C</td> </tr> <tr> <td>セメントボード</td> <td>壁 下地</td> <td>張付</td> <td>12.5</td> <td>—</td> <td>釘、小ねじ</td> <td>木野緑</td> <td>ガラス繊維補強セメント板</td> </tr> <tr> <td>防火不燃化粧板</td> <td>壁</td> <td>張付</td> <td>3</td> <td>不燃</td> <td>変成リン樹脂系接着剤</td> <td>合板</td> <td>目透し</td> </tr> <tr> <td colspan="8">表面: 防火樹脂、芯材: 不燃7層、サイズ: 3x8(935x1,855)程度 (体) 出隅役物: 樹脂製(製造所の専用部材)</td> </tr> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎窯業系タイル厚15程度 金具留め 塗装品(木目柄)、塗装色10年保証以上の製品とする 寸法: 15x455x3,030程度、同質間隔15x90(外寸)x455程度 ・下記及びその他の留付け部材は製造所の仕様とする。 縦張り用留金具(5mm)、不陸調整用スペーサー(5mm)、ロングスクリュー、見切縁</p> <p>◎透湿防水シート: 高気圧防水シート不織布 t=0.2mm はめ殺し窓開口及び設備開口廻り、端部押さえには防水テープ張り</p> <p>◎防汚陶板 寸法: 900x600x厚11.7~13程度(厚型) 下地モルタルの上接着張 その他仕様は製造所の仕様による。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>タイル下地</td> <td>木ゴテ</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>床、壁</td> </tr> <tr> <td>基礎天端、御垂石下地</td> <td>金ゴテ</td> <td>無</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎モルタルは(現場調査材料・既調合材料)とする。</p> <p>現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。</p> <p>◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	軒天ボード	軒天、天井	張付	6	—	釘、小ねじ	木野緑	表面7mm樹脂塗装品 スラブせっこう板	構造用合板(7mm)	壁 面台下地	張付	12	—	釘、小ねじ	木野緑	特類 2級B-C	セメントボード	壁 下地	張付	12.5	—	釘、小ねじ	木野緑	ガラス繊維補強セメント板	防火不燃化粧板	壁	張付	3	不燃	変成リン樹脂系接着剤	合板	目透し	表面: 防火樹脂、芯材: 不燃7層、サイズ: 3x8(935x1,855)程度 (体) 出隅役物: 樹脂製(製造所の専用部材)								施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	タイル下地	木ゴテ	無	無	床、壁	基礎天端、御垂石下地	金ゴテ	無	無		10. タイル張り	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状/寸法(mm)</th> <th>吸水率による区分 I類 II類 III類</th> <th>うわぐすり 施す/無施す</th> <th>役物 有 無</th> <th>色 標準 特注</th> <th>再生材の 適用</th> <th>耐凍害性 有 無</th> <th>耐滑り性 有 無</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>床(一般) (視覚障害者用)</td> <td>100角</td> <td>I類</td> <td>無ゆう</td> <td>無</td> <td>標準</td> <td>—</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>補修程度 モルタル下地</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>100角</td> <td>III類</td> <td>施ゆう</td> <td>無</td> <td>標準</td> <td>—</td> <td>無</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎床タイル張り工法(圧着工法)</p> <p>◎床タイル(視覚障害者用)は位置表示型、150角を100角にカットして使用すること。</p> <p>◎壁タイル張り工法(既存補修箇所/改良積上工法、ボード面/有機質接着張)</p> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎タイルの製造所: 評価名簿による。</p> <p>◎見本焼きを(行う・行わない)。</p> <p>◎試験張りを(行う・行わない)。</p> <p>◎既製調合モルタルの製造所: 評価名簿による。</p> <p>◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p> <p>◎有機質接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎引張接着試験を(行う・行わない)</p> <p>◎有機系接着剤によるタイル張りの場合、目字詰めを行う</p> <p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎人造石(タイル樹脂系人工大理石) 厚12、端部は2枚張り合わせ加工厚24、奥行は図示による。 その他仕様は製造所の仕様による。</p> <p>◎塩ビ製、一般用天井廻り縁製品を使用、内壁天端に設置する。</p> <p>◎溶融55%ミニウム亜鉛合金めっき鋼板厚0.4加工 塗装品</p> <p>◎スチール既成品 フック部パイプ形状、座板50角程度</p> <p>◎スチール304 t=1.2加工 HL仕上 寸法は図示による</p>	施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 I類 II類 III類	うわぐすり 施す/無施す	役物 有 無	色 標準 特注	再生材の 適用	耐凍害性 有 無	耐滑り性 有 無	備考	床(一般) (視覚障害者用)	100角	I類	無ゆう	無	標準	—	無	有	補修程度 モルタル下地	壁	100角	III類	施ゆう	無	標準	—	無	—	
	種類	撤去工法	撤去範囲	備考																																																																																																																																		
	床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)による	一部(図示)																																																																																																																																			
	下地の状況	下地処理方法	備考欄																																																																																																																																			
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																																																																																																				
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																																																																				
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																																																																					
油圧クラッシャー使用																																																																																																																																						
ダイヤモンドカッター使用	床・壁・天井切欠箇所 図示による																																																																																																																																					
ハンドブレード使用	スラブ、引込壁 図示による																																																																																																																																					
アグレッシブウォータージェット使用																																																																																																																																						
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																																																																					
天井下地を含む全面																																																																																																																																						
ボード面まで	裏面の既存壁取合部（ボード仕上）は、破損しないよう注意すること																																																																																																																																					
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																																																						
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																																																																																															
軒天ボード	軒天、天井	張付	6	—	釘、小ねじ	木野緑	表面7mm樹脂塗装品 スラブせっこう板																																																																																																																															
構造用合板(7mm)	壁 面台下地	張付	12	—	釘、小ねじ	木野緑	特類 2級B-C																																																																																																																															
セメントボード	壁 下地	張付	12.5	—	釘、小ねじ	木野緑	ガラス繊維補強セメント板																																																																																																																															
防火不燃化粧板	壁	張付	3	不燃	変成リン樹脂系接着剤	合板	目透し																																																																																																																															
表面: 防火樹脂、芯材: 不燃7層、サイズ: 3x8(935x1,855)程度 (体) 出隅役物: 樹脂製(製造所の専用部材)																																																																																																																																						
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																																																																		
タイル下地	木ゴテ	無	無	床、壁																																																																																																																																		
基礎天端、御垂石下地	金ゴテ	無	無																																																																																																																																			
施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 I類 II類 III類	うわぐすり 施す/無施す	役物 有 無	色 標準 特注	再生材の 適用	耐凍害性 有 無	耐滑り性 有 無	備考																																																																																																																													
床(一般) (視覚障害者用)	100角	I類	無ゆう	無	標準	—	無	有	補修程度 モルタル下地																																																																																																																													
壁	100角	III類	施ゆう	無	標準	—	無	—																																																																																																																														
八 章 塗 装 改 修 工 事	3. 木工事	<p>◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は(A・B)種とする。</p> <p>◎木材の品質</p> <p>・保存処理木材は、日本森林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。</p>	6. せっこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>軒天ボード</td> <td>軒天、天井</td> <td>張付</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>釘、小ねじ</td> <td>木野緑</td> <td>表面7mm樹脂塗装品 スラブせっこう板</td> </tr> <tr> <td>構造用合板(7mm)</td> <td>壁 面台下地</td> <td>張付</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>釘、小ねじ</td> <td>木野緑</td> <td>特類 2級B-C</td> </tr> <tr> <td>セメントボード</td> <td>壁 下地</td> <td>張付</td> <td>12.5</td> <td>—</td> <td>釘、小ねじ</td> <td>木野緑</td> <td>ガラス繊維補強セメント板</td> </tr> <tr> <td>防火不燃化粧板</td> <td>壁</td> <td>張付</td> <td>3</td> <td>不燃</td> <td>変成リン樹脂系接着剤</td> <td>合板</td> <td>目透し</td> </tr> <tr> <td colspan="8">表面: 防火樹脂、芯材: 不燃7層、サイズ: 3x8(935x1,855)程度 (体) 出隅役物: 樹脂製(製造所の専用部材)</td> </tr> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	軒天ボード	軒天、天井	張付	6	—	釘、小ねじ	木野緑	表面7mm樹脂塗装品 スラブせっこう板	構造用合板(7mm)	壁 面台下地	張付	12	—	釘、小ねじ	木野緑	特類 2級B-C	セメントボード	壁 下地	張付	12.5	—	釘、小ねじ	木野緑	ガラス繊維補強セメント板	防火不燃化粧板	壁	張付	3	不燃	変成リン樹脂系接着剤	合板	目透し	表面: 防火樹脂、芯材: 不燃7層、サイズ: 3x8(935x1,855)程度 (体) 出隅役物: 樹脂製(製造所の専用部材)								11. 接着剤	<p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																																																																																
	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																																																																																														
	軒天ボード	軒天、天井	張付	6	—	釘、小ねじ	木野緑	表面7mm樹脂塗装品 スラブせっこう板																																																																																																																														
	構造用合板(7mm)	壁 面台下地	張付	12	—	釘、小ねじ	木野緑	特類 2級B-C																																																																																																																														
セメントボード	壁 下地	張付	12.5	—	釘、小ねじ	木野緑	ガラス繊維補強セメント板																																																																																																																															
防火不燃化粧板	壁	張付	3	不燃	変成リン樹脂系接着剤	合板	目透し																																																																																																																															
表面: 防火樹脂、芯材: 不燃7層、サイズ: 3x8(935x1,855)程度 (体) 出隅役物: 樹脂製(製造所の専用部材)																																																																																																																																						
九 章 造 作 工 事	4. 製材	<p>◎樹種及び等級 ※構造材は部材リスト(平面詳細図)を参照のこと</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">引込壁</td> <td>鋼線(縦、横)</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>一等</td> <td></td> <td>B種</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td>引込部: 土台、間柱、頭つなぎ</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td></td> <td>B種</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎</td> <td>土台</td> <td>桧</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td></td> <td>B種</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td>柱、間柱、筋交い</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td></td> <td>B種</td> <td>県産材</td> </tr> </table>		施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	備考	引込壁	鋼線(縦、横)	杉	図示	一等		B種	県産材	引込部: 土台、間柱、頭つなぎ	杉	図示	特一等		B種	県産材	基礎	土台	桧	図示	特一等		B種	県産材	柱、間柱、筋交い	杉	図示	特一等		B種	県産材	7. サイディング	<p>◎窯業系タイル厚15程度 金具留め 塗装品(木目柄)、塗装色10年保証以上の製品とする 寸法: 15x455x3,030程度、同質間隔15x90(外寸)x455程度 ・下記及びその他の留付け部材は製造所の仕様とする。 縦張り用留金具(5mm)、不陸調整用スペーサー(5mm)、ロングスクリュー、見切縁</p> <p>◎透湿防水シート: 高気圧防水シート不織布 t=0.2mm はめ殺し窓開口及び設備開口廻り、端部押さえには防水テープ張り</p> <p>◎防汚陶板 寸法: 900x600x厚11.7~13程度(厚型) 下地モルタルの上接着張 その他仕様は製造所の仕様による。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>タイル下地</td> <td>木ゴテ</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>床、壁</td> </tr> <tr> <td>基礎天端、御垂石下地</td> <td>金ゴテ</td> <td>無</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎モルタルは(現場調査材料・既調合材料)とする。</p> <p>現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。</p> <p>◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p>	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	タイル下地	木ゴテ	無	無	床、壁	基礎天端、御垂石下地	金ゴテ	無	無		12. 面台・窓台	<p>◎人造石(タイル樹脂系人工大理石) 厚12、端部は2枚張り合わせ加工厚24、奥行は図示による。 その他仕様は製造所の仕様による。</p>																																																																											
		施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	備考																																																																																																																														
	引込壁	鋼線(縦、横)	杉	図示	一等		B種	県産材																																																																																																																														
		引込部: 土台、間柱、頭つなぎ	杉	図示	特一等		B種	県産材																																																																																																																														
基礎	土台	桧	図示	特一等		B種	県産材																																																																																																																															
	柱、間柱、筋交い	杉	図示	特一等		B種	県産材																																																																																																																															
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																																																																		
タイル下地	木ゴテ	無	無	床、壁																																																																																																																																		
基礎天端、御垂石下地	金ゴテ	無	無																																																																																																																																			
徳島県県土整備部宮繕課	●工事名	R 5 宮繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事	●図面番号	改特-03	 〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史																																																																																																																																	
	●図面名	改修工事特記仕様書-3	●縮尺	—																																																																																																																																		

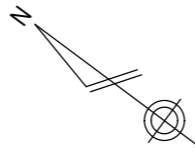
章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項															
九 章  ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 工 事	1. トイレース ◎材質：メラミン樹脂積層板 厚16、 笠木：スチルス、 アジャスター：スチルス その他の仕様は図示による。 ◎非常時外開機能付きとする。  2. サイ ◎平付サイ： SUS304 HL仕上 W300xH300xD20 プレート箱曲加工 ビバ、文字表記部 エッチング処理の上焼付塗装 ◎扉面ビバサイ： スチールドアの上カバーシート張 400角程度  3. 鏡 ◎盗難防止型耐食鏡 既成品 厚さ5mm 450x600程度  4. 手摺 ◎スチルス製 被覆樹脂タイプ 詳細は図示による																			
十 章  環 境 配 慮 （ グ リ ー ン ） 改 修 工 事	1. アスベスト含有建材の 処理工事 1. 一般事項 ◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（・ 貸与する ・ <u>ない</u> ） ◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 ◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・ <u>行わない</u> ）。 ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。  2. アスベスト含有 成形板の除去 ◎養生等 (1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 外部足場及び養生シートは、第2章 仮設工事参照 ビニルシートを足場の内側に設置 ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離（負圧不要）を行う。 (3) 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1" data-bbox="311 1556 931 1640"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面 積</th> <th>調 査 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軒天、天井材</td> <td>ケイ酸カルシウム板</td> <td>56.5m<sup>2</sup></td> <td>みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	部 位	建 材 種 別	面 積	調 査 方 法	軒天、天井材	ケイ酸カルシウム板	56.5m <sup>2</sup>	みなし											
部 位	建 材 種 別	面 積	調 査 方 法																	
軒天、天井材	ケイ酸カルシウム板	56.5m <sup>2</sup>	みなし																	
徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事 ●図面名 改修工事特記仕様書-4	●図面番号 改特-04 ●縮尺 ー	 株式会社 野田木内 一級建築設計事務所	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史															



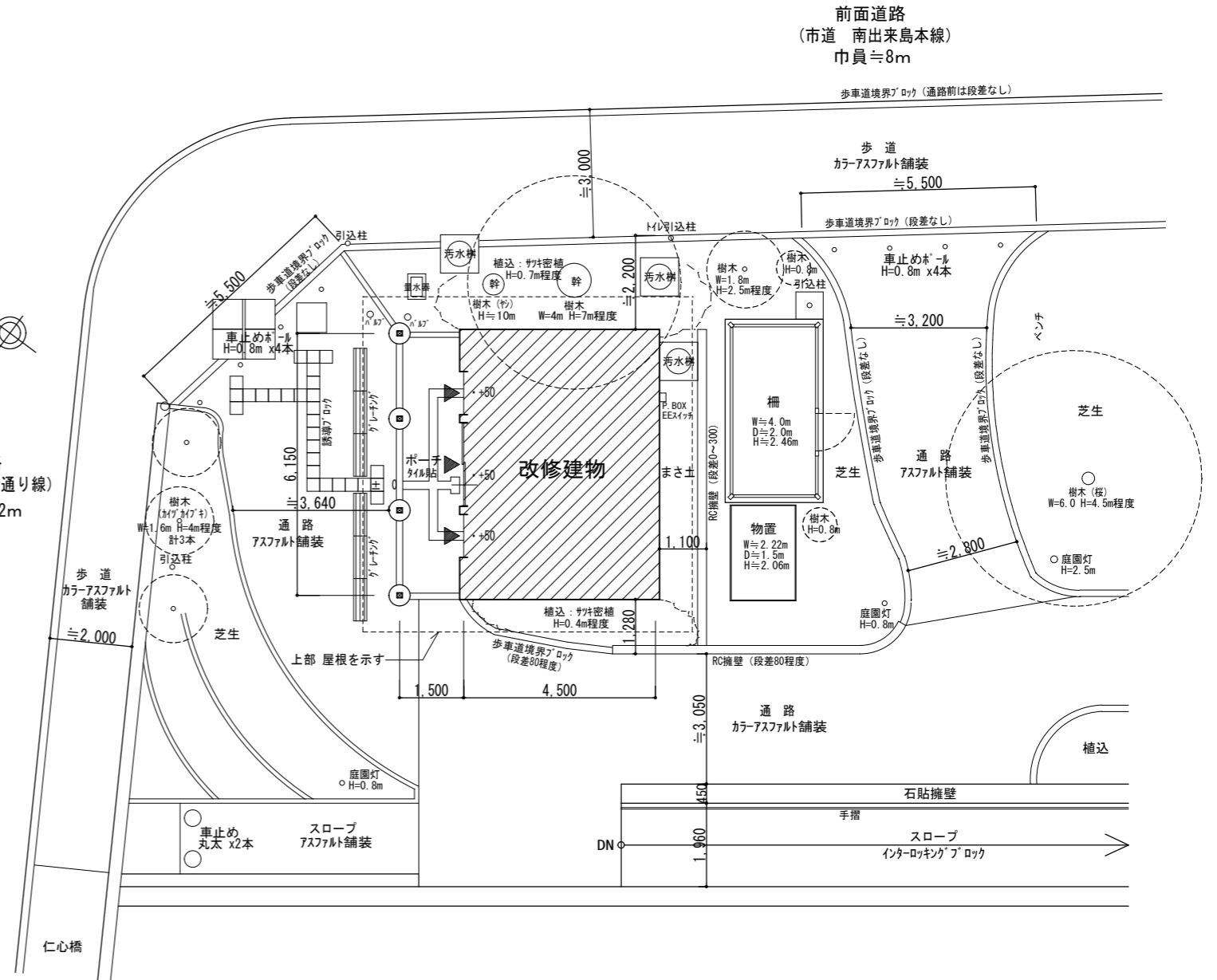
工事場所：仁心橋トイレ  
徳島市南出来島町1丁目



付近案内図



前面道路  
(市道 仁心橋通り線)  
巾員≒7.2m

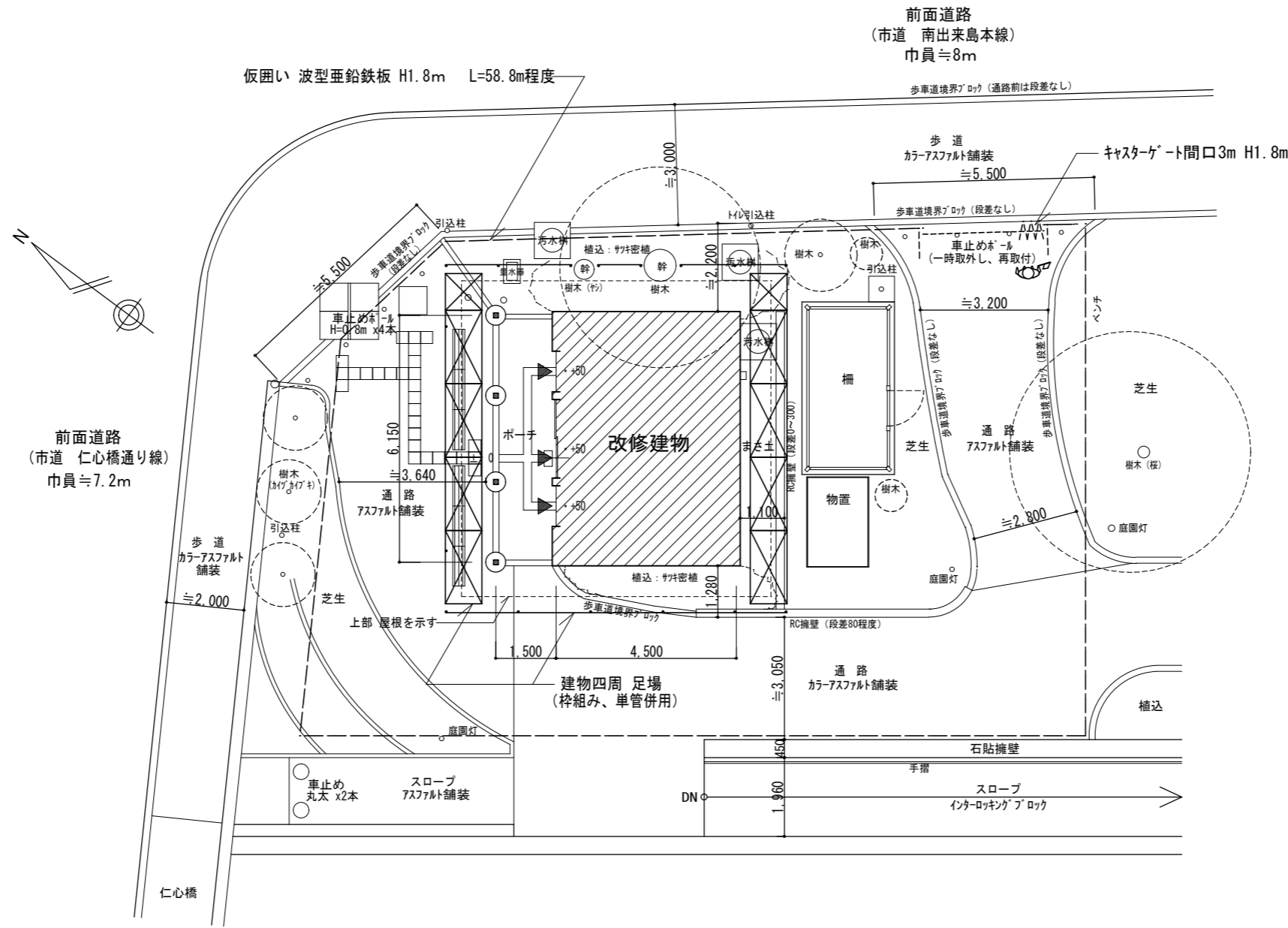


配置図

(注) 図面の上方方向を北面とする

記号・凡例	名称・概要
-----	波型亜鉛鉄板 H1.8m 58.8m
⊠	枠組本足場 W=900 (東西面) H=3.1~4.8m L=17.4m
←	単管足場 (南北面) H=3.1m 17.1m
👤	交通誘導員

※1. 足場外周部：養生シート 防災I類 設置  
 ※2. 足場内周部（軒天・天井材撤去時）：ビニルシート設置  
 軒先、カガ面より地盤まで囲い込むこと  
 ※3. ポーチ廻りは、脚立足場を使用すること



(注) 図面の上方方向を北面とする

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事  
 ●図面名 仮設計画図 (参考図)

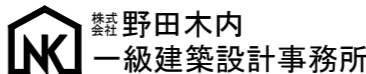
●図面番号 A-02  
 ●縮尺 1/100

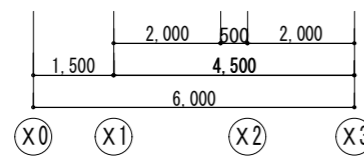
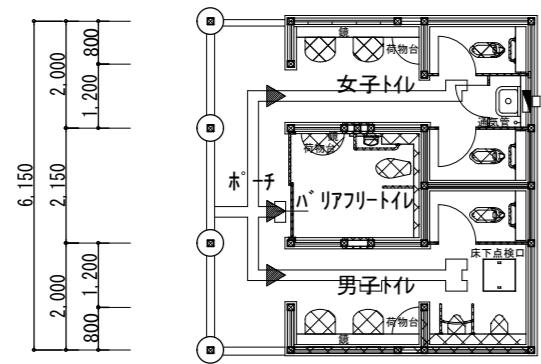
株式会社 野田木内  
 一級建築設計事務所

〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4  
 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045  
 一級建築士事務所登録 第81089号  
 一級建築士登録 第149503号 野田 史

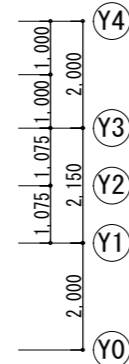
□改修前 外部仕上表		□改修後 外部仕上表	
屋根	野地板(杉15×150)捨張 アスファルトルーフィング2枚張(22kg/巻) カラーガルバリウム鋼板 厚0.4 角はげ横葺き 役物: カラーガルバリウム鋼板 厚0.6加工	屋根	既存のまま、高圧水洗浄
外壁	杉足場板(35×150)落し込みの上 木材保護塗料塗、土台上押え縁:杉表しの上木材保護塗料塗、一部南側 杉足場板、土台、柱(撤去) 土台、柱、梁・桁: 桧(土台)・杉表しの上木材保護塗料塗 換気ガラリ: 木製表しの上 木材保護塗料塗、各部シーリング材(撤去) 水切金物: カラーガルバリウム鋼板 厚0.4(残置)	外壁	既存杉足場板部: 胴縁下地+窯業系サイディング厚15張(金具留 塗装品)(新設) 柱・梁・桁、換気ガラリ: 既存下地調整の上木材保護塗料塗(新設)、一部南側 土台、柱、間柱(新設)、各部シーリング材打替え 水切金物: 溶融55%Znニッケル亜鉛合金めっき鋼板厚0.4加工(塗装品 一部新設) ※男女はめ殺し窓廻りのみ新設、既存はそのまま上部に新設
腰壁	腰壁: コンクリート打放しの上 撥水性防水材塗 (一部亀裂補修) 独立柱脚元: モルタル下地玉石積み(自然石 直径100mm内外)	腰壁	既存のまま、高圧水洗浄
軒天	ケイ酸カルシウム板 厚6 目透し張の上 EP塗 (撤去、下地材はそのまま)	軒天	軒天ボード(塗装品) 厚6 目透し張 (新設)
トップライト	フレーム: ステンレス製 (取外し) ガラス: 網入り型ガラス 厚6.8 (取外し、シーリング材撤去)	トップライト	フレーム: ステンレス製 (既存再取付) ガラス: 網入り型ガラス 厚6.8 (既存再取付、シーリング材打替え)
ポーチ床	モルタル下地 100角磁器質タイル貼 一部100角磁器質誘導タイル貼	ポーチ床	既存のまま、床タイル洗い(洗剤使用)
サイン	男女トイレ ピクトサイン: フレーム 木製の上 木材保護塗料塗、本体 アクリル板 厚5の上 カットシート張 (撤去) バリアフリートイレ ピクトサイン: アルミ製引戸パネルの上 カットシート張 (撤去)	サイン	男女トイレ ピクトサイン: ステンレス製エッチング処理 一部フッ素塗装(300角 一部文字入) (新設) バリアフリートイレ ピクトサイン: 既存アルミ製引戸パネルの上 カットシート張 (新設)
建具	・建具(バリアフリートイレ): アルミ製上吊り引戸 (撤去)	建具	・建具(バリアフリートイレ): スチール製上吊り引戸 (新設)
配管、盤、ボックス類	配管・プルボックス: 鋼製SOP塗 (撤去 設備工事) 配管: 残置 盤、引込柱: スチール製焼付塗装程度	配管、盤、ボックス類	プルボックス (新設 設備工事) 配管: 既存流用 盤、引込柱: 既存のまま

□改修前 内部仕上表 ※各部の仕上は特記なき限り、男女トイレ、バリアフリートイレ 共通		□改修後 内部仕上表 ※各部の仕上は特記なき限り、男女トイレ、バリアフリートイレ 共通	
床	モルタル下地 100角磁器質タイル貼 (一部撤去) 一部100角磁器質誘導タイル貼 (一部撤去)	床	既存のまま、床タイル洗い(洗剤使用) 一部撤去箇所 同材で復旧、汚垂石 (新設 男子トイレのみ)
腰壁	モルタル下地 100角陶器質タイル貼 H=1,200 (一部撤去)、ライニング部: CB積み モルタル下地 100角陶器質タイル貼 H=1,200 (撤去、一部残置) 一部コンクリート打放しの上 撥水性防水材塗	腰壁	100角陶器質タイル一部撤去部: 同材で復旧、ライニング撤去部: 木軸、構造用合板厚12下地 一部セメントボード厚12.5の上 100角タイル貼(新設) コンクリート打放し部: 既存のまま、高圧水洗浄
壁	杉足場板(35×150)落し込みの上 木材保護塗料塗、一部 杉板張(女子)、一部 成形板張塗装仕上(男子) 一部ケイ酸カルシウム板 厚6 目透し張の上 EP塗、柱、梁・桁: 表しの上木材保護塗料塗、	壁	既存杉足場板部: 胴縁下地+構造用合板厚12+不燃化粧板厚3張(新設)、各部シーリング材打替え 一部ケイ酸板面: 既存下地調整の上EP塗(新設)、柱、梁・桁: 既存下地調整の上木材保護塗料塗(新設)
天井	ケイ酸カルシウム板 厚6 目透し張の上 EP塗 (撤去、下地材はそのまま) 柱、梁・桁: 表しの上木材保護塗料塗	天井	軒天ボード(塗装品) 厚6 目透し張 (新設) 柱、梁・桁: 既存下地調整の上木材保護塗料塗 (新設)
備考	・床下点検口(男子トイレのみ): アルミ製600角、タイル仕上用、施錠付 ・フック(撤去済)、傘立て(女子トイレのみ): ステンレス既成品(残置) ・荷物台(男女・バリアフリートイレ): モルタル下地 杉集成材 厚30 木材保護塗料塗 (バリアフリートイレ: 撤去、男女トイレ: 残置) ・面台(男女・バリアフリートイレ): テラゾーブロック 厚30 (撤去、一部残置) ・トイレブース(男女トイレ): メラミン化粧板フラッシュ 厚40 (撤去) ・鏡(男女・バリアフリートイレ): 455x610程度、傾斜鏡 (撤去) ・手摺(男女・バリアフリートイレ): (撤去) ・分電盤(残置)	備考	・床下点検口(男子トイレのみ): 既存のまま ・フック(男女・バリアフリートイレ 新設)、傘立て(女子トイレのみ): ステンレス既成品(流用) ・荷物台(男女トイレ): モルタル下地 既存木部下地調整の上木材保護塗料塗 (新設) ※バリアフリートイレは撤去のみ(新設なし) ・面台(男女・バリアフリートイレ): 人造石 (新設、一部既存利用) ・トイレブース(男女トイレ): メラミン樹脂積層板 厚16 (新設) ・鏡(男女・バリアフリートイレ): (新設) ・手摺(男女・バリアフリートイレ): (新設) ・分電盤(既存下地調整の上DP塗)

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R5営繕 新町公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事	●図面番号 A-03	 〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史
	●図面名 仕上表	●縮尺	

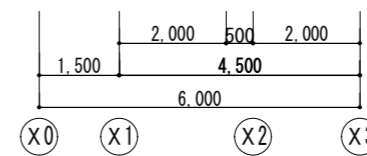
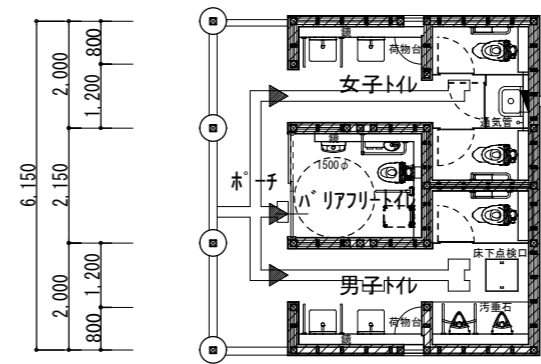
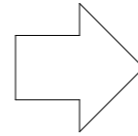


改修前 平面図



- 【主な撤去内容】
- (男子トイレ)  
 ・一部壁足場板、柱、土台、壁材撤去  
 ・一部面台、ライニング、鏡 撤去  
 ・トイレース、手摺 撤去
- (女子トイレ)  
 ・一部壁材、鏡 撤去  
 ・トイレース、手摺 撤去
- (バリアフリートイレ)  
 ・アルミ上吊引戸 撤去  
 ・一部壁材、面台、ライニング、鏡 撤去  
 ・荷物台、手摺共 撤去

※衛生機器の撤去は管工事による



改修後 平面図

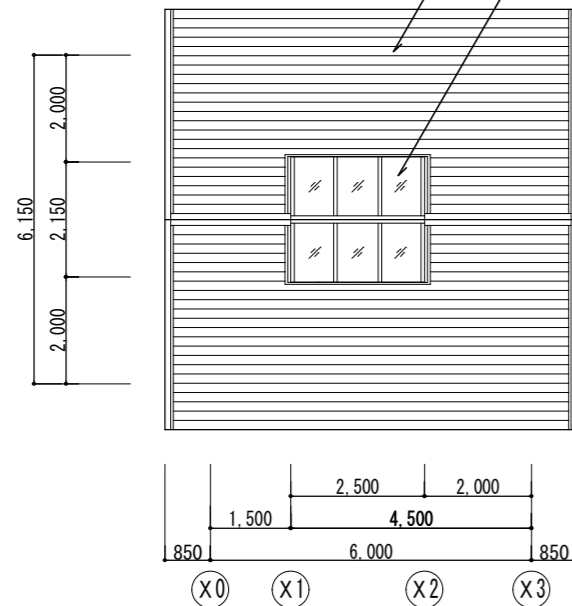


- 【主な改修内容】
- (共通) 内外壁仕上材 新設 ※腰から梁・桁下まで
- (男子トイレ)  
 ・一部 柱、土台、間柱等 新設  
 ・一部面台、ライニング、鏡、汚垂石 新設  
 ・トイレース、手摺 新設  
 ・荷物台 塗替
- (女子トイレ)  
 ・鏡 新設  
 ・トイレース、手摺 新設  
 ・荷物台 塗替  
 ・面台 既存流用
- (バリアフリートイレ)  
 ・スチール上吊引戸 新設  
 ・面台、ライニング、鏡、手摺 新設
- ※衛生機器の新設は管工事による

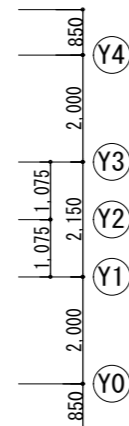
【凡例】

- 撤去範囲を示す
- 改修範囲を示す

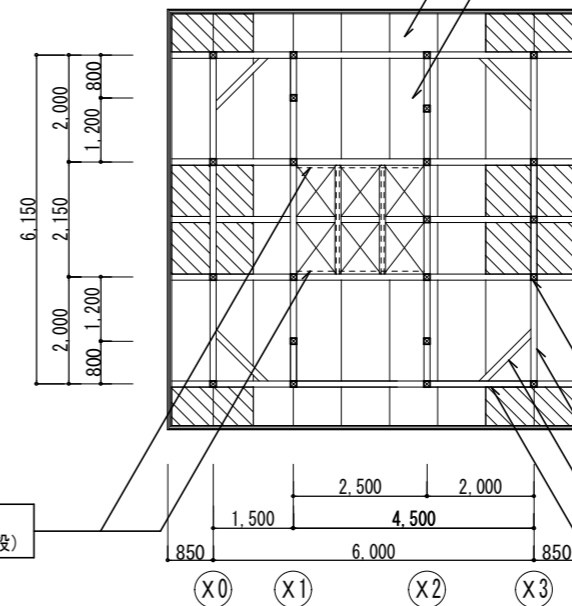
その他詳細は、平面詳細図、  
 矩計図、展開図参照



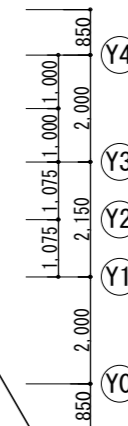
改修前・後 屋根伏図



- 屋根：カラーガルバリウム鋼板  
 鋼板厚0.4 塗装品 角はげ横葺き  
 既存のまま（高圧水洗浄）
- トプライト：フレーム、ガラス共  
 （取外し、再取付）、シーリング材（打替え）



改修前・後 天井伏図

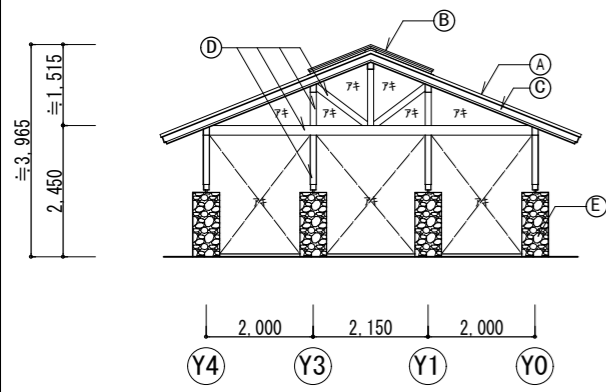


- (軒・天井)  
 改修前：ケイ酸カルシウム板 厚6 目透し張の上 EP塗  
 (撤去、下地材はそのまま)  
 改修後：軒天ボード(塗装品) 厚6 目透し張 (新設)  
 ※斜線部は、軒天ボード(塗装品 有孔板) 厚6板 (新設)

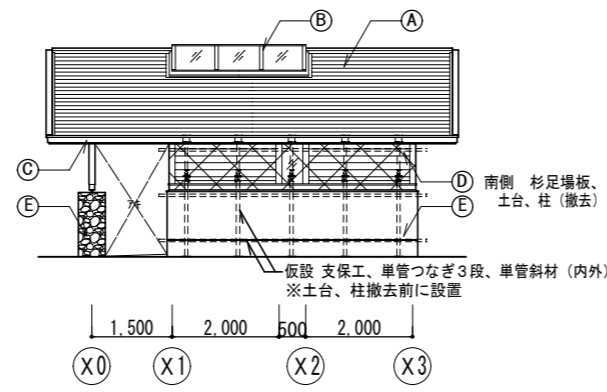
- トプライト下部両側  
 ステンレス製結露受 (新設)

- (柱・梁・桁 他見え掛かり木部)  
 改修前：表しの上木材保護塗料塗  
 改修後：既存下地調整の上木材保護塗料塗 (新設)

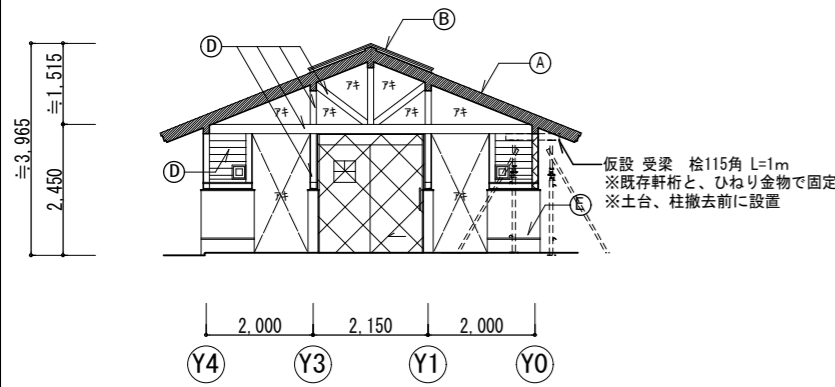
改修前



西側立面図

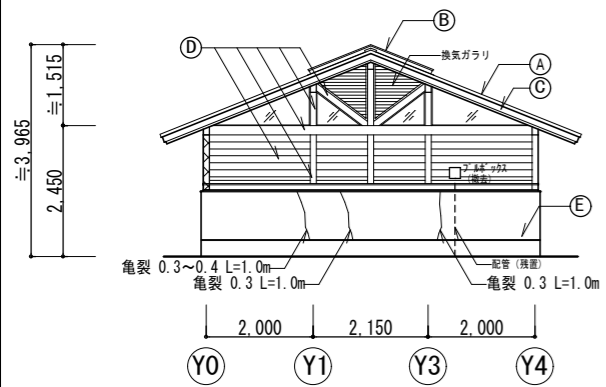


南側立面図



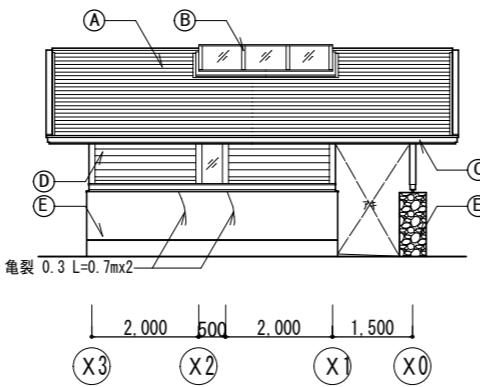
西側立面図 (ポーチ内)

外部仕上	
A	屋根 カラーガルバリウム鋼板 厚0.4 角はげ横葺き
B	トップライト フレーム: ステンレス製 (取外し) ガラス: 網入り型ガラス 厚6.8 (取外し、シーリング材撤去)
C	鼻隠し破風板 木製 木材保護塗料塗
D	外壁 杉足場板落し込みの上 木材保護塗料塗 土台、柱、梁・桁: 表の上木材保護塗料塗 一部南側 杉足場板、土台、柱 (撤去)
E	腰壁 コンクリート打放しの上 撥水性防水材塗 (一部亀裂補修) 独立柱脚元: モルタル下地玉石積み



東側立面図

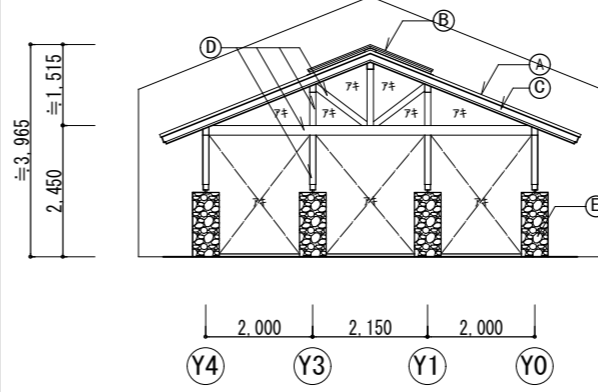
※亀裂箇所 (ひび割れ幅 0.2mm以上1mm未満) は 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法で補修



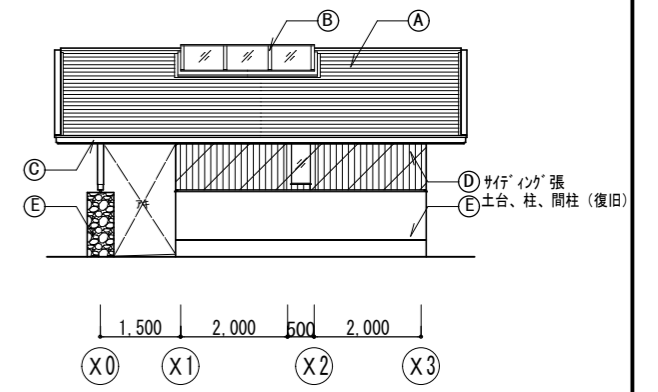
北側立面図

【凡例】	
	主な撤去範囲を示す
	主な改修範囲を示す

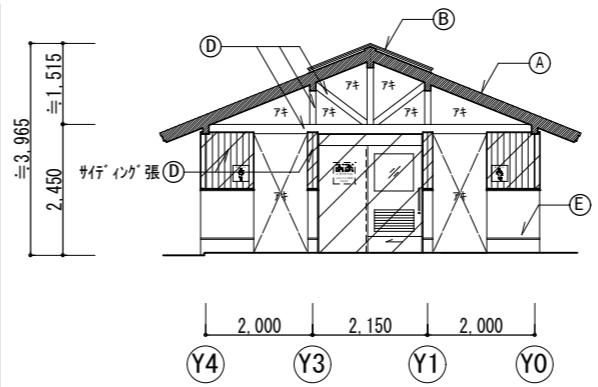
改修後



西側立面図

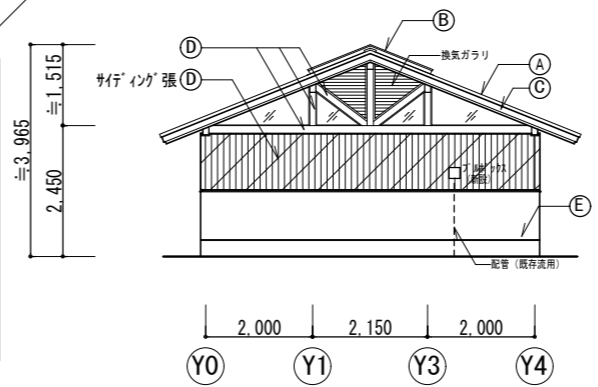


南側立面図

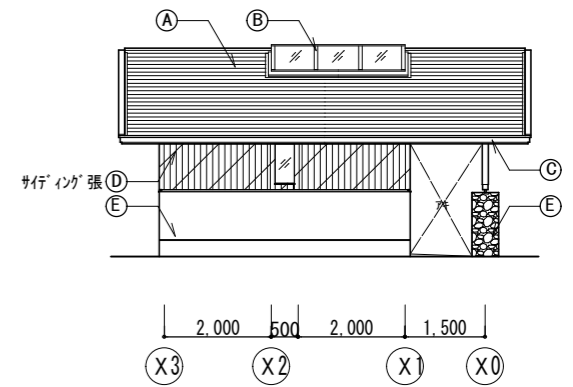


西側立面図 (ポーチ内)

外部仕上	
A	屋根 既存のまま、高圧水洗浄
B	トップライト フレーム: ステンレス製 (再取付) ガラス: 網入り型ガラス 厚6.8 (再取付 シーリング材打替え)
C	鼻隠し破風板 既存下地調整の上木材保護塗料塗 (塗替)
D	外壁 窯業系サイディング厚15張 (新設) ※網縁共 柱・梁・桁、換気ガラリ: 既存下地調整の上木材保護塗料塗 (新設)、一部南側 土台、柱、間柱 (新設)
E	腰壁 既存のまま、高圧水洗浄



東側立面図



北側立面図

(改修前 凡例、特記事項)

撤去範囲を示す

モルタル、コンクリート カッター切を示す

シリング材を示す(撤去)

※1. モルタル撤去前にカッター切を行う

※2. 仕上、下地等撤去面はケレン処理を行う(電)電気工事、(管)管工事

※①. 床排水口周囲：コンクリート切り取り、鉄筋切り出し、床タイル、下地モルタル共(撤去)  
点線部 カッター切、床排水口撤去は管工事

※②. 壁見切縁：杉(撤去)

※③. 杉板張、周囲見切縁共(撤去)

※和便器上部のカット、便器周囲の床はつりは管工事

※手摺の撤去は建築工事

Ⓜ印 M127カネノミ位置を示す(4箇所 残置)

新設木材リスト

土台： 桧115×115 (加圧用防腐防蟻剤処理) ※7カネノミは既存流用

柱： 杉115×115、間柱：杉115×45 @455

筋交い：杉105×45、ライニング部間柱：杉105×45 @455

ライニング部土台：杉105×45 ※M127カネノミ留@900以内

ライニング部つなぎ、横架材：杉105×45

縦綱縁(一等)：杉42×45、27.5×45程度、横綱縁：杉(一等)18×45、27×45

※上記の土台を除く部材は、表面処理用防腐剤 2回塗りとする(全面)

(改修後 凡例、特記事項)

内装改修箇所は、左記の範囲、下記及び特記箇所

特記なき限り、実線表示部は新設、点線表示部は既存流用とする。

外壁仕上：窯業系サイディング

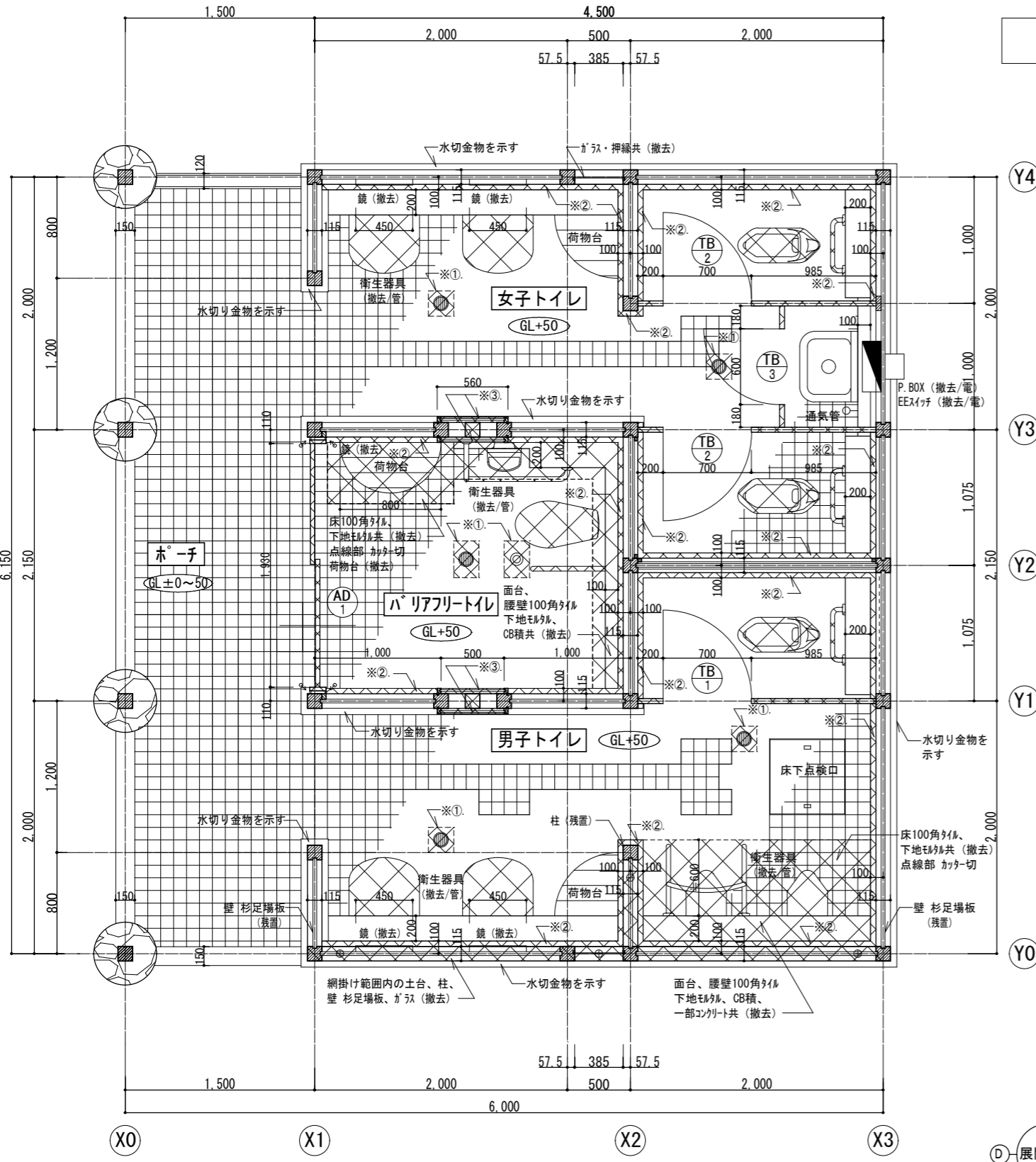
内壁仕上：不燃化粧板張

シリング材を示す(新設)

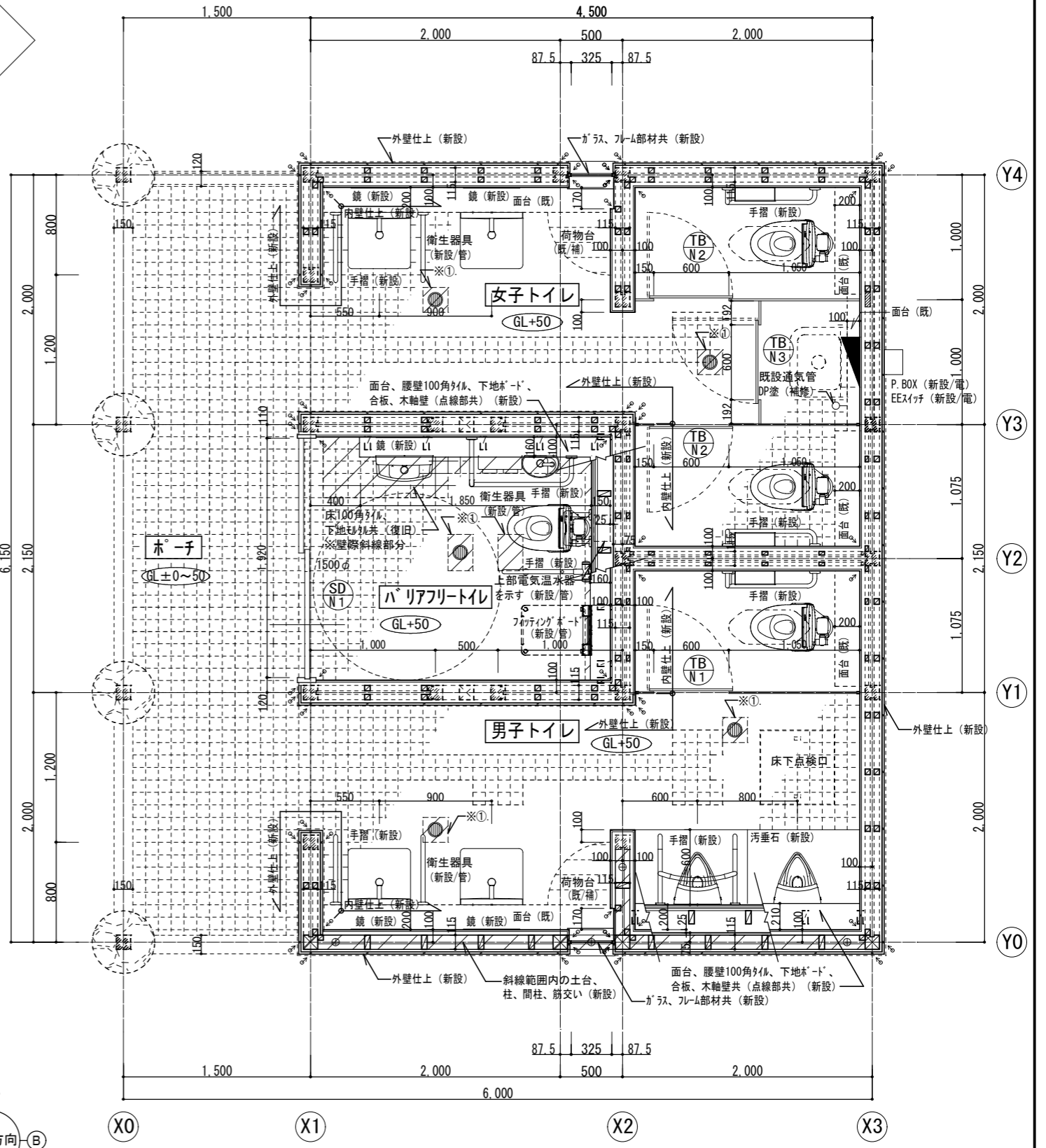
※①. 床排水口周囲：コンクリート、床タイル、下地モルタル共(復旧)  
床排水口新設は管工事

※洋便器周囲の床復旧は管工事(電)電気工事、(管)管工事(既)既存、(補)補修

+ 印 M127カネノミ位置を示す(4箇所 既存流用)

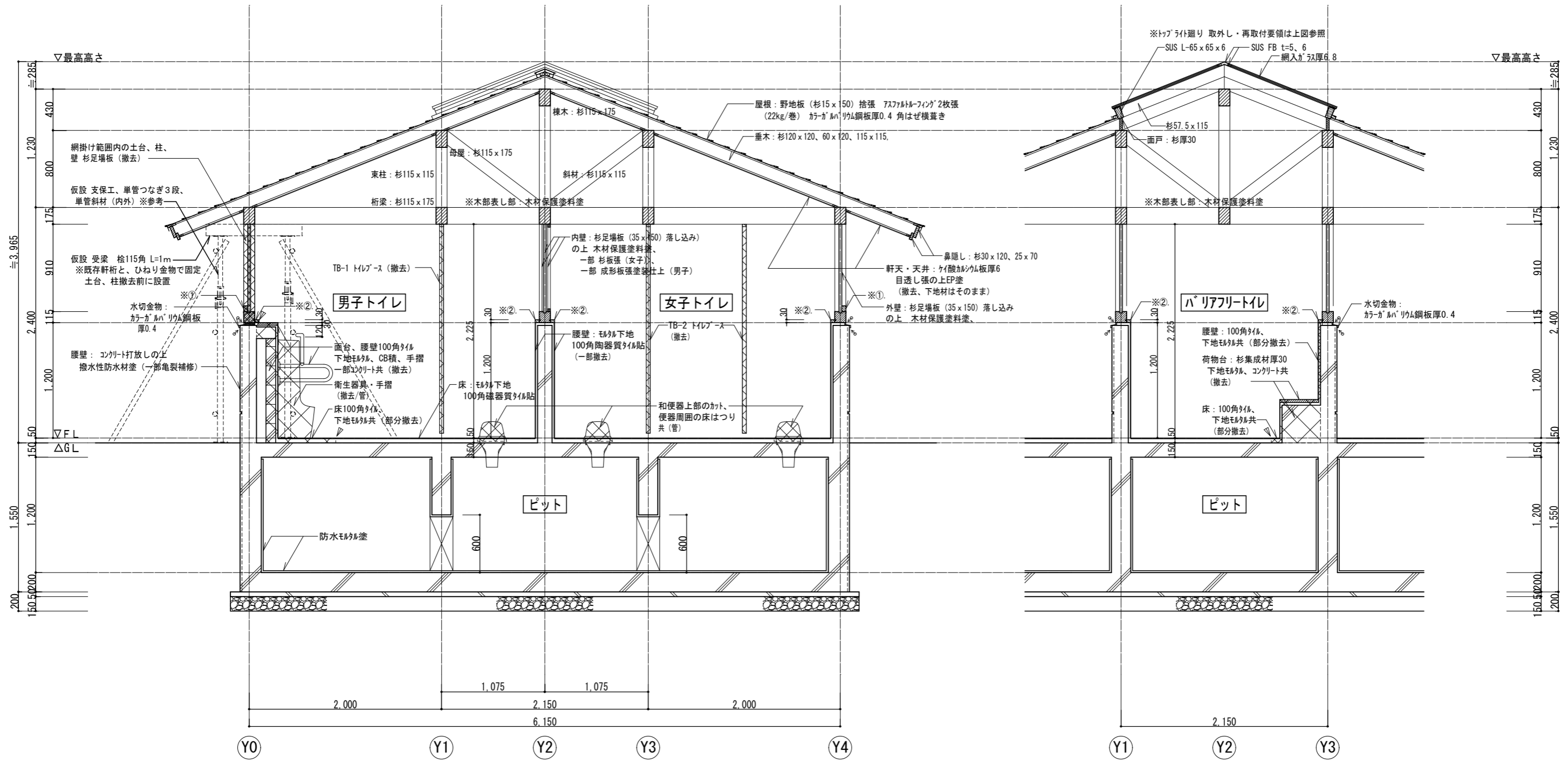
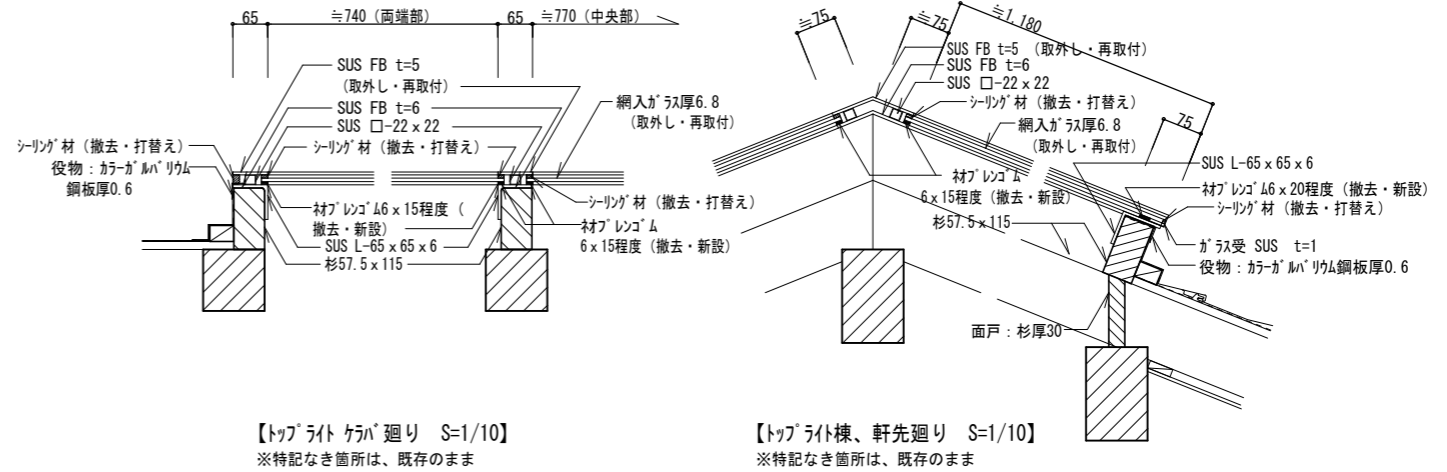


改修前 平面詳細図

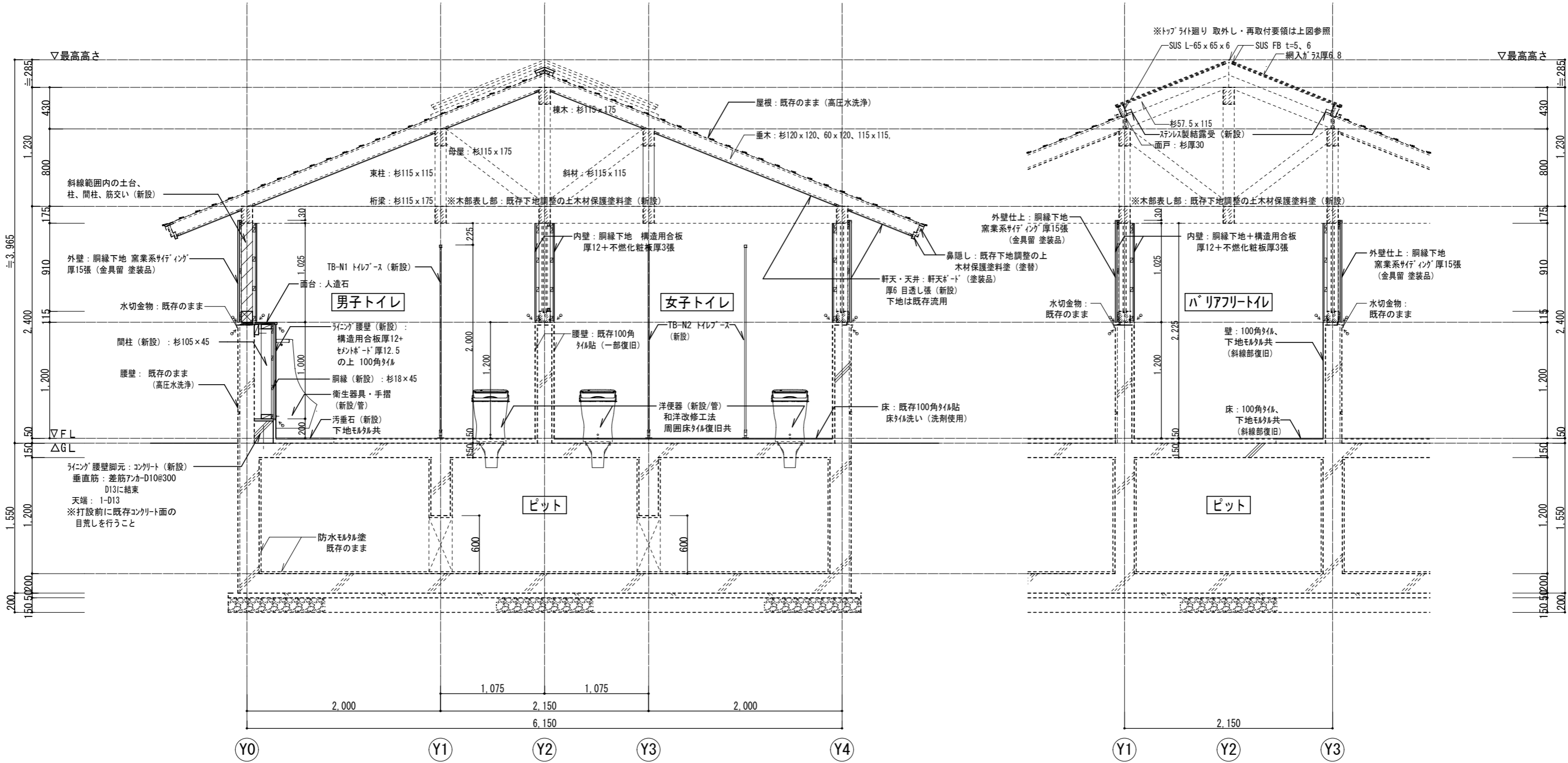
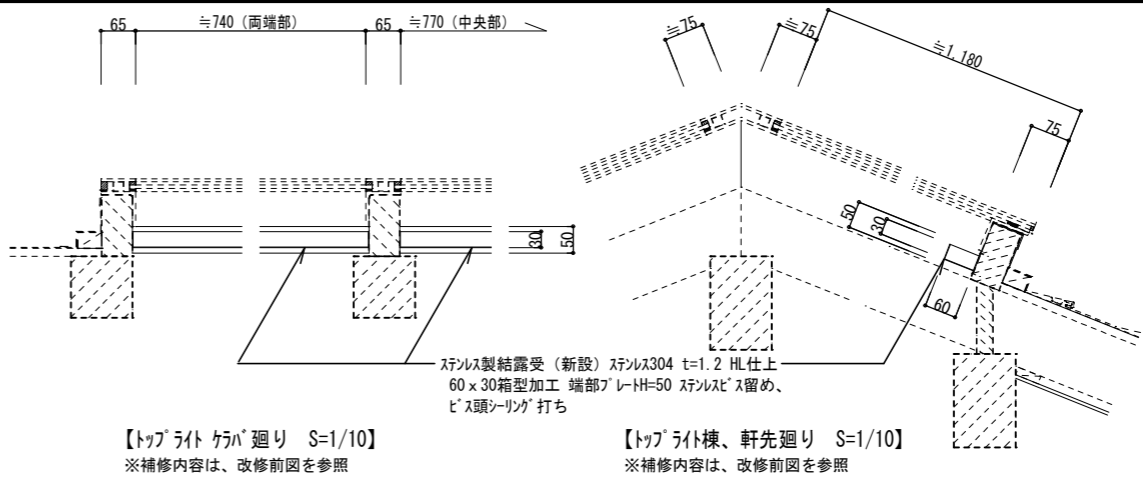


改修後 平面詳細図

- (改修前 凡例、特記事項)
- 撤去範囲を示す
  - モルタル、コンクリート カッター切を示す
  - シーリング材を示す (撤去)
  - ※1. モルタル撤去前にカッター切を行う
  - ※2. 仕上、下地等撤去面はケレン処理を行う (電) 電気工事、 (管) 管工事
  - ※①. 土台上押え縁: 杉 (撤去)、水切り金物共
  - ※②. 壁見切縁: 杉 (撤去)
  - ※③. 杉板張、周囲見切縁共 (撤去)
  - ※和便器上部のカット、便器周囲の床はつりは管工事

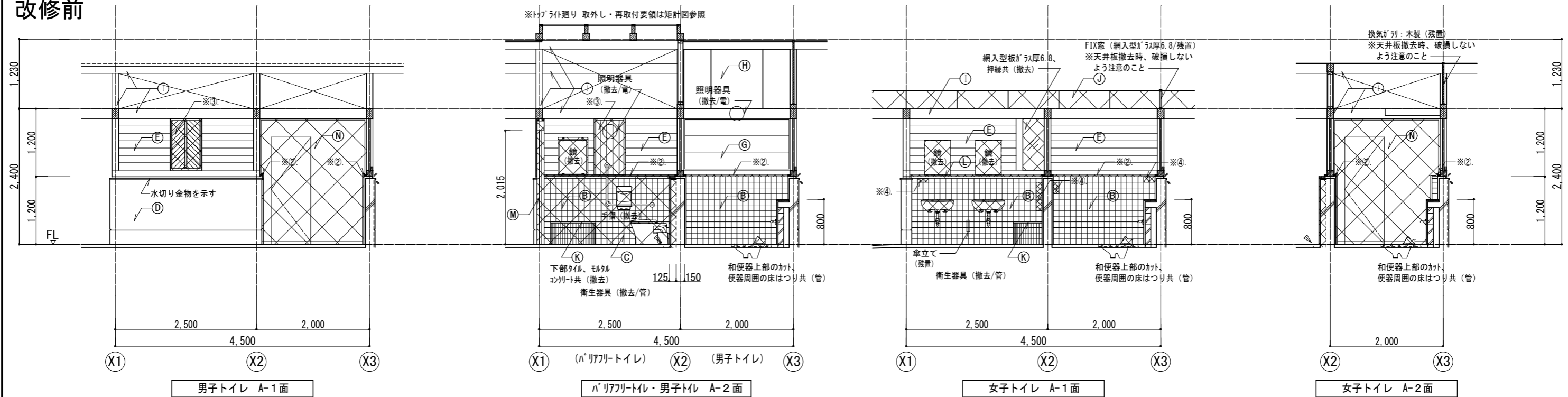


- (改修前 凡例、特記事項)
- 内装改修箇所は、左記の範囲、下記及び特記箇所
  - 特記なき限り、実線表示部は新設、点線表示部は既存流用とする。
  - 外壁仕上：窯業系サイディング
  - 内壁仕上：不燃化粧板張
  - シーリング材を示す(新設)
  - ①. 床排水口周囲：コンクリート、床タイル、下地モルタル共(復旧) 床排水口新設は管工事
  - ※洋便器周囲の床復旧は管工事(電)電気工事、(管)管工事(既)既存、(補)補修





# 改修前

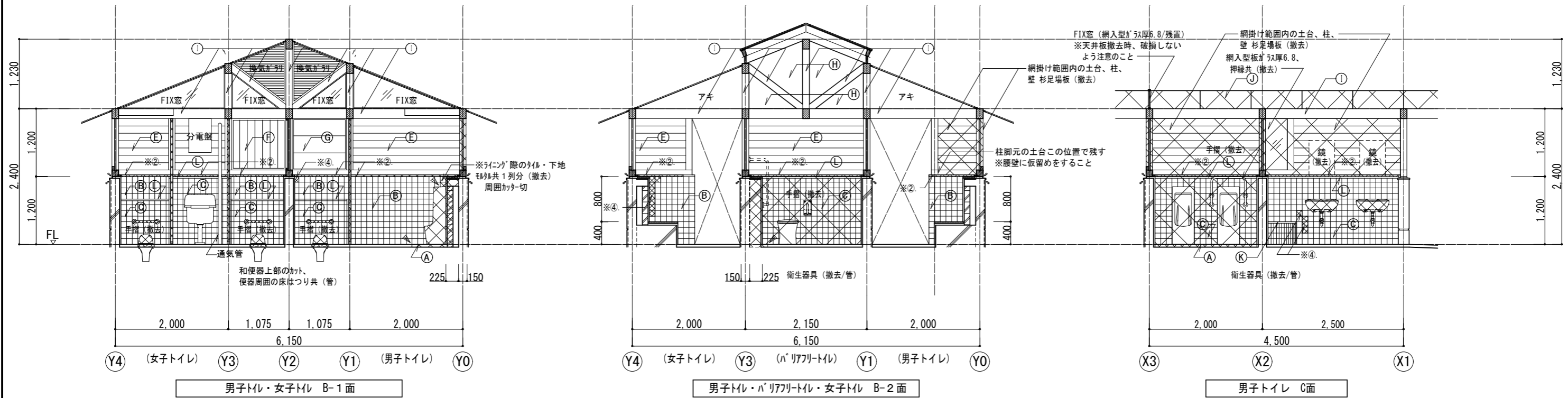


(A) 床: モルタル下地 100角磁器質タイル貼、一部誘導タイル貼 (一部撤去)	(H) 壁: ケイ酸カルシウム板厚6 目透し張の上 EP塗
(B) 腰壁: モルタル下地 100角陶器質タイル貼 (一部撤去)	(I) 柱・梁・桁: 表しの上 木材保護塗料塗
(C) 腰ライン部: CB積み モルタル下地 100角陶器質タイル貼 (一部撤去)	(J) 天井: ケイ酸カルシウム板厚6 目透し張の上 EP塗 (撤去、下地材は残置)
(D) 腰壁: コンクリート打放しの上 撥水性防水材塗	(K) 荷物台: モルタル下地の上杉集成材厚30 木材保護塗料塗 (撤去、一部残置)
(E) 壁: 杉足場板 (35x150) 落し込みの上 木材保護塗料塗 (一部撤去)	(L) 面台: フラップロック厚30 (撤去、一部残置)
(F) 壁: 杉足場板の上 杉板張	(M) 7M 上吊片引きドア (撤去)
(G) 壁: 杉足場板の上 成形板張装仕上	(N) ドレパース (撤去)

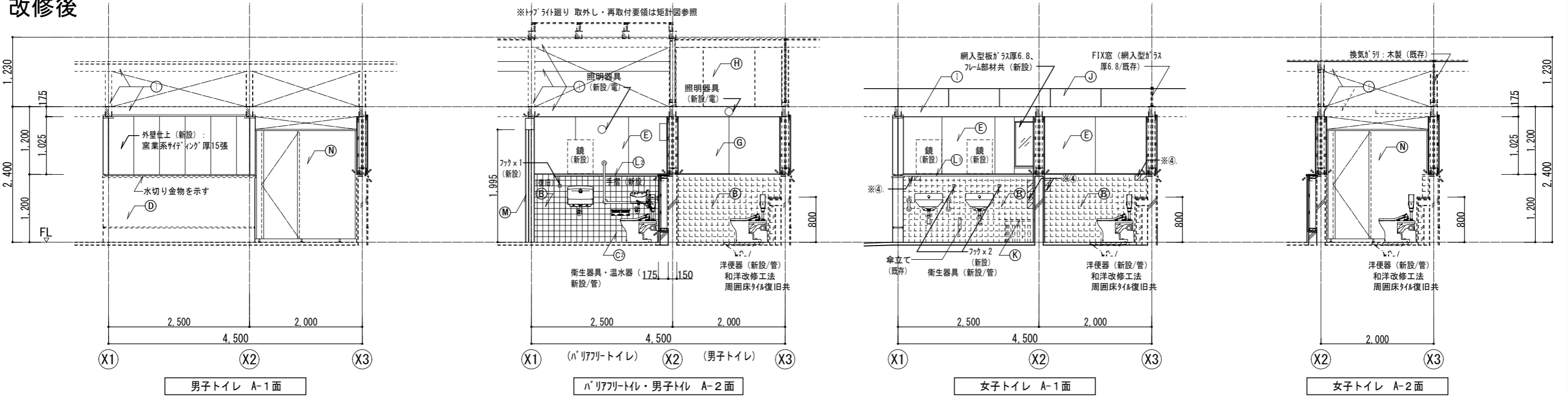
(改修前 凡例、特記事項)

撤去範囲を示す

- モルタル、コンクリート カッター切を示す
- シリング材を示す (撤去)
- ※1. モルタル撤去前にカッター切を行う
- ※2. 仕上、下地等撤去面はケレン処理を行う (電) 電気工事、 (管) 管工事
- ※2. 壁見切縁: 杉 (撤去)
- ※3. 杉板張、周囲見切縁共 (撤去)
- ※4. 壁タイル 浮き・破損箇所 (撤去、周囲カッター切)
- ・和便器上部のかた、便器周囲の床はつり共は管工事
- ・衛生器具撤去面等のタイルで、傷んでいる箇所は撤去する



改修後



(A) 床: 既存100角タイルのまま、床タイル洗い(洗剤使用)、撤去箇所(同材で復旧)	(H) 壁: 酸カルシウム板部: 既存下地調整の上EP塗(塗替)
(B) 腰壁 100角タイル部: 既存のまま、撤去箇所(同材で復旧)	(I) 柱、梁・桁 表し部: 既存下地調整の上 木材保護塗料塗
(C) 腰壁 ライン'CB積み 100角タイル部: 既存のまま	(J) 天井: 軒天ボード(塗装品)厚6 目透し張(新設)
(D) 腰壁 コック打放し部: 既存のまま	(K) 荷物台 杉集成材部: 既存下地調整の上 木材保護塗料塗
(E) 腰壁 ライン'撤去部: 木軸、構造用合板厚12+セパ'ボード'厚12.5の上 100角タイル貼(新設)	(L) 面台'リ'一部: 既存のまま
(F) 壁: 網線下地 構造用合板厚12+不燃化粧板厚3張(新設)	(M) 面台: 人造石(新設)
(G) 壁 杉板張部: (E) の仕様に準ずる	(N) ス'ール上吊片引きド'ア(新設)
(H) 壁 成形板部: (E) の仕様に準ずる	(O) トイレ'ス(新設)

(改修前 凡例、特記事項)

内装改修箇所は、左記斜線の範囲、下記及び特記箇所

○ シンク'材を示す(新設)

・特記なき限り、実線表示部は新設、点線表示部は既存流用とする。

※④: 壁'体浮き等の撤去箇所(同材で復旧)

・上記以外'体で撤去箇所(同材で復旧)

(電)電気工事、(管)管工事

